

## 通行制限依頼・道路使用許可の申請要領

工事着手日の二週間前までに部数を揃えて提出。下記の2種類の申請をおこなってください。

警察への道路使用許可申請については、申請者による直接申請と、市役所が受理し、協議書を添えて申請する経路進達申請があります。

**※道路法第32条(道路占用許可申請)による道路使用許可申請については、経路進達申請が必要です。**

### ○提出書類

#### 通行制限依頼(市役所 都市整備課 監理保全係)

通行制限依頼書	… 1部	} 橋本市HPからダウンロード可
地区関係者説明報告書	… 1部	
位置図、迂回路図	… 8部 + $\alpha$	} 地区関係者(区長)が増える毎に追加 例) 規制箇所が2区に跨る→9部提出
安全対策図	… 8部 + $\alpha$	

※・通行止については迂回路必須。迂回路がない場合は、区長にも相談すること。

区が不要という場合は必要なし。

- ・位置図、迂回路図については、規制箇所(赤色)・迂回路(青色)を記載すること。
- ・安全対策図については、通行可能部分の幅員・交通整理員・看板・カラーコーン等を記載すること
- ・用紙規格(交通制限箇所図・安全対策図)については、A4もしくはA3(とじこみ折り)。

#### 道路使用許可申請(橋本警察署・かつらぎ警察署)

道路使用許可申請書	… 2部	所轄警察署HPからダウンロード可
地区関係者説明報告書	… 2部	橋本市HPからダウンロード可
位置図、迂回路図	… 2部	
安全対策図	… 2部	
その他警察署が求める書類	… 各2部	

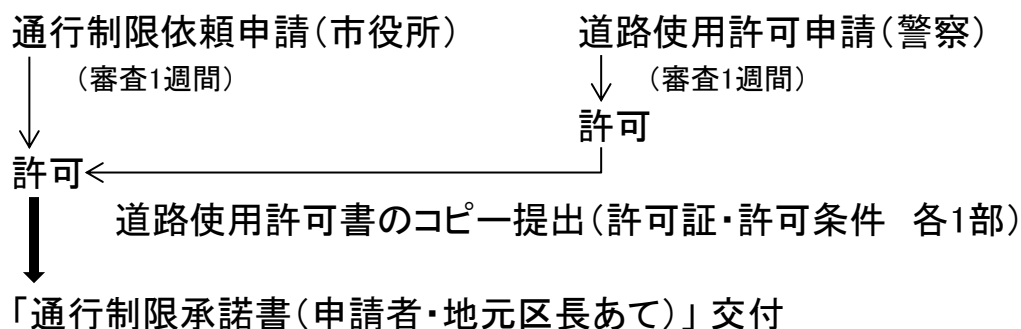
※・正本2部提出。1部に県証紙2000円分添付。

- ・道路使用期間については、工事種別等により異なるので、所轄警察に確認すること。
- ・高野口町のみ、かつらぎ警察署管轄。
- ・直接申請の場合は、許可後に許可証・許可条件のコピーを市役所に1部提出すること。

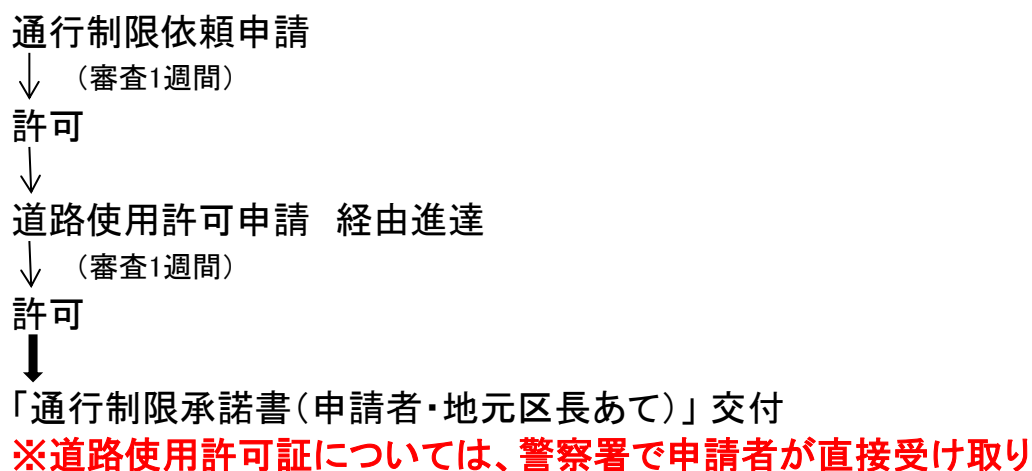
【次頁に続く】

## ○申請フロー

### 道路使用許可申請 申請者直接提出



### 道路使用許可申請 市役所経由進達



### 申請受理後の流れ

◇工事着手の14日前までに 通行制限依頼・道路使用許可 申請受理

◇許可後 都市整備課から各関係先に通行制限通知

通知先 … 消防署・環境美化センター(ごみ収集車)  
こども課(保育園)・政策企画課(コミュニティバス)

◇工事着手当日 通行制限開始

【次頁に続く】

## ○通行制限期間変更届について

規制期間の変更が生じた場合は、下記の書類を提出してください。

通行制限期間変更届	… 1部	} 橋本市HPからダウンロード可 【各課のご案内→建設部→都市整備課→申請書ダウンロード】
地区関係者説明報告書	… 1部	
位置図、迂回路図	… 5部	
安全対策図	… 5部	
道路使用許可証の写し	… 1部	

※・必ず地区関係者に変更の旨を連絡すること。

・道路使用許可については期間の変更許可をとり、許可証・許可条件の写しを提出すること。

## ◆問い合わせ先◆

橋本市建設部都市整備課監理保全係 (TEL0736-33-6104)